

令 2 河 川 第 346 号
令和 2 年(2020 年)11 月 19 日

原発に反対する上関町民の会
共同代表 山 根 善 夫 様
共同代表 村 田 喜代子 様
上関原発を建てさせない祝島島民の会
代 表 清 水 敏 保 様
上関の自然を守る会
共同代表 高 島 美登里 様
共同代表 山 本 尚 佳 様
原発いらん!山口ネットワーク
代 表 小 中 進 様
原水爆禁止山口県民会議
議 長 梶 本 康 仁 様

山口県土木建築部河川課長



「上関原発計画予定地の海上ボーリング調査申請の不許可を求める
申し入れ」における質問に対する回答について

令和 2 年 10 月 20 日の申入れにおいて質問(2020 年 10 月 20 日山口県交渉レジュ
メ)のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 Q1 に対する回答

例えば、林修三ほか編「法令用語辞典」(学陽書房)では、「利害関係人」
については、「広く種々の場合に使われるので、その具体的な範囲は、それぞ
れ当該規定の趣旨に応じて判定しなければならない」と、また、我妻栄編集代
表「新版 新法律学辞典」(有斐閣)では、「その具体的な意義あるいは範囲は
各法令によって異なる」とされています。

このように、利害関係人の具体的な意義や範囲については各法令によって異
なり、それぞれの規定の趣旨に応じて判断するとされています。

2 Q2 に対する回答

憲法第 94 条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することがで

きるとされています。

このことから、法律による規制が既に存在している事項について、地方公共団体が法律の執行を妨げるような規定を条例で設けることはできず、また、法律が一定程度の規制を定めている場合に、法律と同一の目的により同一事項について条例で更に厳しい規制を加重することは基本的にはできないとされています。

これに対し、法律で全く規制していない分野については、地方公共団体が条例で規制を設けることが可能であり、また、ある対象について法律が規制している場合であっても、法律とは別の目的により条例で規制を加えることは差し支えないとされています。

一般海域の利用に関する条例は、憲法第94条によるこのような制限を踏まえ、制定・運用しているものであり、利害関係人を排他独占的な権利を有する者とするのが憲法第94条違反ではないかとの御指摘は当たりません。

3 Q3に対する回答

お示しの資料1は、公有水面埋立法第3条第3項の規定に基づき提出された利害関係人の意見書の主な内容と、これに対する県の見解を取りまとめて公表したものです。

同項の規定により意見書を提出できる利害関係人は、必ずしも直接的な利害関係を有する者のみに限られるものではないとされています。

利害関係人の具体的な意義や範囲については各法令や条文によって異なり、それぞれの規定の趣旨に応じて判断するとされており、公有水面埋立法第3条第3項の規定と、一般海域の利用に関する条例施行規則において申請書に利害関係人の同意書の添付を求めている規定とでは、その趣旨等を異にするため、利害関係人の範囲も異なっているものです。

4 Q4に対する回答

許可漁業や自由漁業とは異なり、漁業権は、漁業法により物権とみなされており、物権的請求権（妨害排除、妨害予防）を有することから、県としては、漁業権は物権的権利であり、また、排他独占的な権利であると考えています。

したがって、お尋ねのように「排他独占的権利」と「物権的権利（妨害排除請求権を持つ権利）」を択一的なものとは考えていません。

5 Q5に対する回答

令和元年11月11日における当方の発言は、一般海域の利用に関する条例に基づく占用許可の申請について、損失補償の有無は審査事項とはならない旨を述べたものです。

これに対し、お示しの許可条件は、条例に基づき占用許可された物件について、その瑕疵等により他人に損失を与えた場合、その責任が一般海域管理者である県ではなく、許可を受けた者にあることを明確にしたものです。

6 Q6に対する回答

お示しの許可条件は、一般海域の利用に関する条例に基づき占有許可された物件について、その瑕疵等により他人に損失を与えた場合、その責任が一般海域管理者である県ではなく、許可を受けた者にあることを明確にしたものです。許可条件が満たされない場合については、条例に基づき、適切に対処します。

河川課水政班

TEL:083-933-3770